

# 田舎館村 地域福祉活動計画



社会福祉法人 田舎館村社会福祉協議会

# 目次

第1章 地域福祉活動計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 計画の策定方法	
第2章 田舎館村の福祉を取り巻く現状	3
1 人口・世帯の状況	
(1) 少子高齢化の進行	
(2) 世帯構成の変化	
2 支援を必要とする人の状況	
第3章 田舎館村の地域福祉における課題	8
1 村民アンケートの実施の概要	
2 アンケート結果にみる村民の地域福祉に関する意識とニーズ	
第4章 計画の基本理念、目標	18
1 基本理念	
2 基本目標	
3 計画の体系図	
第5章 基本計画と実施事業	19
基本計画1 つながりを深める	
基本計画2 地域活動を広げる	
基本計画3 安心できる生活支援の仕組みをつくる	
第6章 計画の推進と進行管理	20
1 計画の推進	
2 計画の進行管理	
資料	
・田舎館村地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	21
・田舎館村地域福祉活動計画作業委員会名簿	23
・田舎館村地域福祉活動計画策定委員会名簿	24

# 第1章 地域福祉活動計画の概要

## 1. 計画策定の背景と趣旨

近年、急速に進む少子高齢化や核家族化などの社会構造の変化等により、個人の価値観やライフスタイルが多様化・複雑化しています。

国では、ニッポン1億総活躍プランで「地域共生社会」を実現するとし、住民に身近な圏域及び市町村で「我が事・丸ごと」で相談を受けとめる包括的な相談支援体制を構築することとしており、「地域力強化推進事業」が推進されております。併せて介護保険法を始めとし、関連する各福祉法の改正も行われております。

このような中、行政はもとより、地域住民や地域の専門機関、事業者など地域に係るすべての人が連携して、支援が必要な人を支える仕組み作りが重要となっております。

田舎館村社会福祉協議会では、田舎館村の地域福祉を推進していくため、行政、民生委員・児童委員、各福祉団体、福祉事業者、地区会等の参加・協力を得るとともに、これら関係者等と連携をしながら福祉活動を展開してきました。

これらの実践を踏まえ、「地域福祉活動計画」の策定に取り組み、多様な福祉活動や福祉サービスの推進を図ることが、地域福祉の中核的団体としての大きな使命となっております。

以上のことから、村民・民間の立場で地域福祉活動をどのように進めていくかを明らかにし、村で策定している「田舎館村地域福祉計画」を受け、行政と村民が役割を分担しながら共に地域福祉活動を展開するため、進むべき方向性や役割などを示す指針として策定します。

## 2. 計画の位置づけ

「田舎館村地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に定める市町村地域福祉計画として位置づけられ、地域福祉の推進を図るための理念や仕組みをつくる計画です。

「地域福祉活動計画」は田舎館村社会福祉協議会が策定する福祉活動を実行するための民間活動計画です。田舎館村と田舎館村社会福祉協議会は、連携・協働して地域の課題を把握し、解決していかなければならず、二つの計画の整合性を図り、連携した計画として位置づけられます。村民、行政等関係機関、各福祉団体、福祉事業者、地区会等、地域福祉推進に主体的に関わるための具体的な内容をまとめた実践的な計画として明示し、地域福祉の充実に向けた取り組むべき事業や活動方針を示したものです。

### 3. 計画の期間

この計画は令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5カ年計画とし、関係法令・制度の改正や社会情勢の変化などによる影響をはじめ、地域における新たな問題、ニーズ等が生じた場合は、そうした状況に対応した取り組みができるよう、計画期間内であっても必要に応じ見直しを行います。

### 4. 計画の策定方法

本計画を策定するにあたり、計画策定の基礎資料を得る事を目的に、田舎館村と共同で村民意識調査（以下村民アンケートという）を行いました。これを基に、「田舎館村地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、村民の意識や課題を把握し原案作りを進めました。

原案を基に、社会福祉施設、福祉関係団体、地区住民代表、行政関係者などの委員からなる「田舎館村地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、審議検討のうえ策定しました。

## 第2章 田舎館村の福祉を取り巻く現状

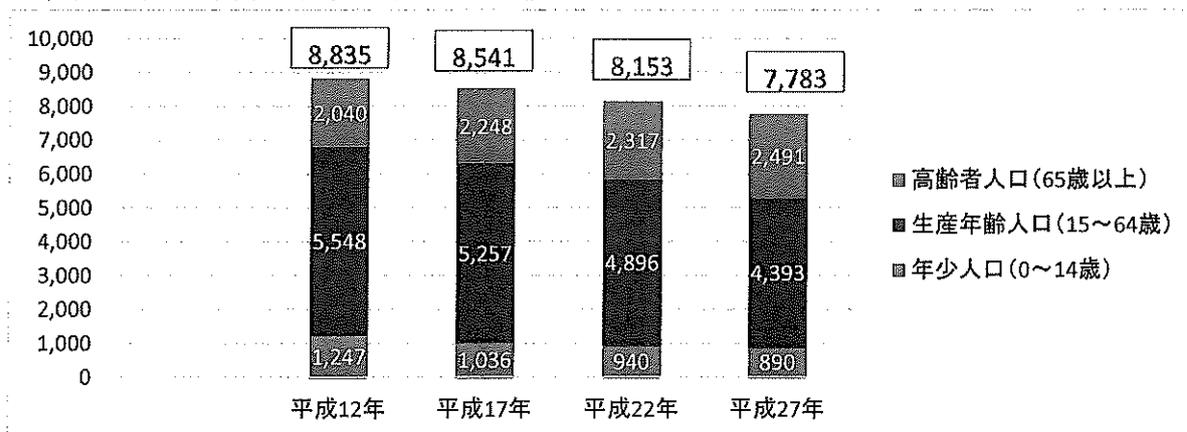
### 1. 人口・世帯の状況

#### (1) 少子高齢化の進行

田舎館村の総人口は、国勢調査によると平成27年には7,783人で、平成22年からの推移をみると、この5年間でおよそ370人の人口減少となっています。

こうした中、年齢階層別人口をみると、平成27年において年少人口（0～14歳）は890人（11.4%）、生産年齢人口（15～64歳）は4,393人（56.4%）となっており、平成22年と比べると人数、構成比率ともに減少傾向にあります。一方、老年人口（65歳以上）をみると平成27年には2,491人（32.0%）と平成22年より人数、構成比率ともに増加傾向で推移しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

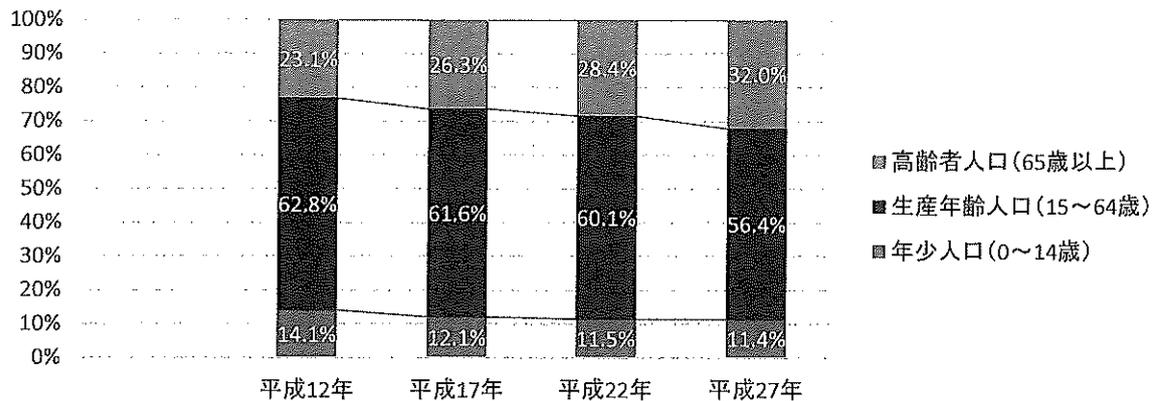
■ 総人口及び年齢3区分別人口の推移



注：総人口は年齢不詳人口を含むため、各区分の合計と一致しない。

資料：国勢調査（核燃 10月1日現在）

### ■年齢3区分別人口の構成割合の推移



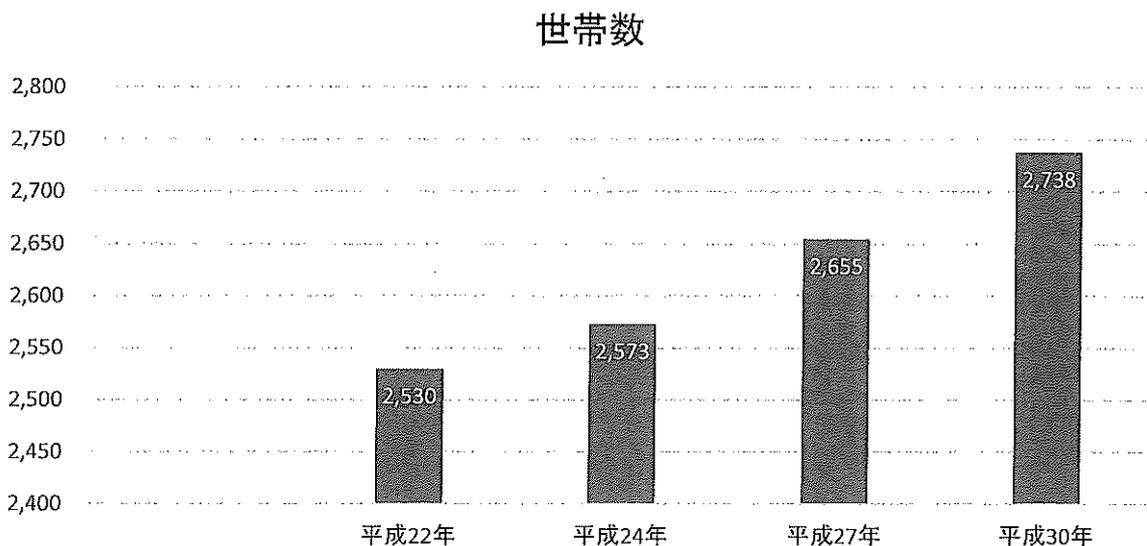
注：割合は、分母から年齢不詳を除いて算出

資料：国勢調査（各年 10月 1日現在）

### (2) 世帯構成の変化

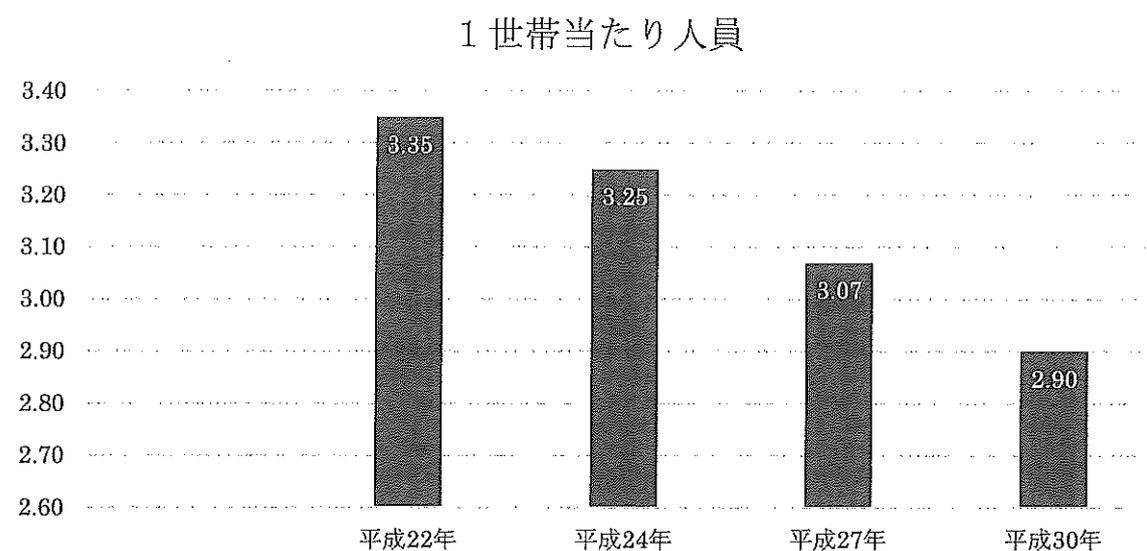
田舎館村における一般世帯数（施設等の世帯を除いた世帯数）は、住民基本台帳によると平成 22 年の 2,530 世帯から、平成 30 年は 2,738 世帯と、この 8 年間でほぼ微増の傾向で推移していますが、1 世帯あたり人口では 3.35 人から 2.90 人へと減少傾向を示しています。

### ■一般世帯数の推移



資料：住民基本台帳（各年 4月 1日現在）

## ■一世帯あたり人員



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## 2 支援を必要とする人の状況

田舎館村における近年の要介護認定者数は、一貫して増加傾向で推移しています。

国は、平成24年度からの介護保険制度の改正において、高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、「地域包括ケアシステム」の実現を掲げ、介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスの一体的な提供を推進することとしています。

そのためにも、村民が高齢者の福祉や要支援・要介護者等の支援について理解を深め、相互に支え合い、村民と行政や関係機関が連携し、地域の様々な課題に取り組む中で支援の輪を広げていくことが必要となっています。

### ■要支援・要介護認定者数の推移

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
高齢者人口	2,412	2,458	2,537	2,597	2,650	2,698
認定者数	463	466	486	489	493	470
要支援1	42	33	35	48	54	51
要支援2	53	57	50	43	44	41
要介護1	82	89	74	78	77	70
要介護2	99	84	105	98	112	119
要介護3	61	80	83	96	73	70
要介護4	73	78	82	75	81	61
要介護5	53	45	57	51	52	58
認定率	19.2	19.0	19.2	18.8	18.6	17.4

資料：田舎館村役場厚生課

障害者手帳所持者の数は、平成30年4月1日現在518人で、近年、ゆるやかな微増傾向で推移しています。

しかし、身体障がい者の場合には、生活習慣病が重症化した疾病などに起因する障がいも多いことから、総じて重度化が進むとともに、全体の75%前後を65歳以上の高齢者が占める状況です。

### ■ 障害者手帳交付数

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
身体障害者手帳所持者（合計）	384	391	391	389	391	383
18歳未満	3	2	4	3	3	3
18～64歳	118	112	102	97	92	79
65歳以上	263	277	285	289	296	301
愛護手帳所持者（合計）	63	66	69	66	69	70
18歳未満	4	5	9	9	12	15
18～64歳	45	47	46	45	45	45
65歳以上	14	14	14	12	12	10
精神障害者保健福祉手帳所持者（合計）	47	51	54	55	62	65
18歳未満	0	0	0	1	1	1
18～64歳	36	37	34	36	43	47
65歳以上	11	14	20	18	18	17

資料：田舎館村役場厚生課（各年4月1日）

高齢者世帯数の推移は、下表のとおりです。65歳以上の高齢者単身世帯、夫婦世帯は毎年増加しています。

### ■ 高齢者世帯の状況

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
65歳以上の高齢単身世帯	140	179	185	244
高齢夫婦世帯	150	192	219	230

資料：田舎館村役場厚生課

出生の状況は、下表のとおりです。増減の幅があり一定を保ってはいませんが、平成29年度は49人と大幅に減少しています。

また、子育て支援の状況では放課後児童クラブ登録者数が減少傾向にあるのに対して、延べ利用者数は一定もしくは増加傾向にあります。

### ■ 出生の状況

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実数	率								
県総数	9,126	6.8	8,853	6.7	8,621	6.6	8,626	6.7	8,035	6.3
田舎館村	60	7.5	66	8.3	47	6.0	60	7.8	49	6.4

資料：中南地域県民局

## ■子育て支援の状況

### 地域子育て支援センター

	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数	4	17

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
預かり 保育	登録者数	12	19	13	10
	延べ利用者数	271	183	156	230
放課後 児童クラブ	登録者数	206	182	139	141
	延べ利用者数	16,815	18,701	19,637	22,599

資料：田舎館村役場厚生課

さらに、本村における生活保護世帯数と被保護人員の推移は、下表のとおりです。近年、被保護世帯数は微増傾向で推移しています。

## ■生活保護の状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
世帯数	68	70	77	76	75	78
人員	88	88	93	85	81	83

資料：生活保護の概況（中南地域県民局地域健康福祉部福祉総室 作成）

### 第3章 田舎館村の地域福祉における課題

本計画の策定に先立ち、村民の地域福祉に関する意識や生活課題を把握するために、「田舎館村地域福祉に関する村民意識調査」としてアンケートを実施しました。

#### 【調査対象・方法等】

調査対象	村内に在住の満20歳以上の村民670人（無作為抽出）
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成30年（2018）年12月
回収結果	有効回収数：330件（有効回収率：49.3%）

（田舎館村社会福祉協議会実施）

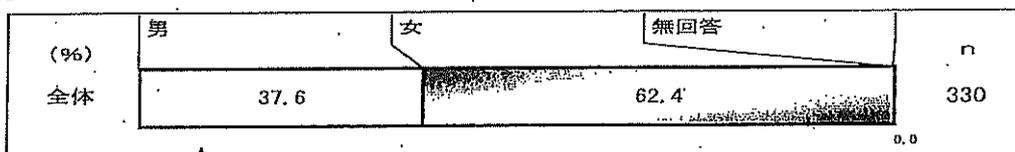
# 1. 村民アンケートの実施の概要

平成 30 (2018) 年 12 月、本「地域福祉計画」策定に向けて、地域福祉に関する村民の考えやご意見などについてお伺いし、各種施策を検討するための基礎資料とするためにアンケートを実施しました。その中から、主要な部分を抜粋します。

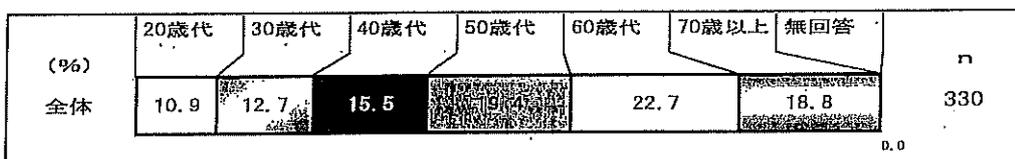
※ 以下のグラフ中の「n」は、有効回答者数をあらわします。  
 ※ 各設問の回答の構成比（パーセント）は小数点以下第2位を四捨五入しているため、すべての項目の合計が100%にならない場合があります。また、複数回答の問いでは、合計が100%を超える場合があります。

なお、本アンケートの回答者の属性は次のとおりです。

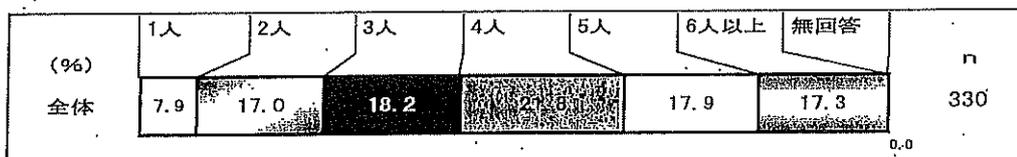
## <性別>



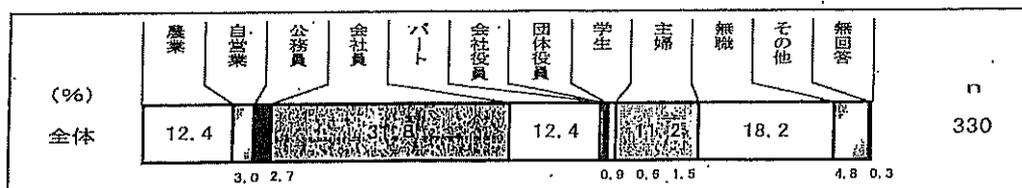
## <年齢>



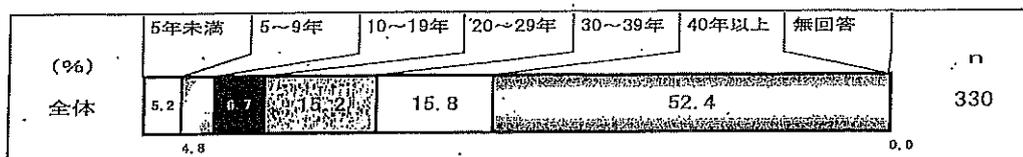
## <家族の人数>



## <職業>



## <居住年数>



## 2. アンケート結果にみる村民の地域福祉に関する意識とニーズ

### (1) 地区や地域とのつながりについて

問 あなたは地区や地域（村内）とどのようなところでつながっていると思いますか。

- 「となり近所のおつきあい」が第1位。「地区の活動や地域の行事」が第2位。

地区や地域（村内）とどのようなところでつながっていると思うかたずねたところ、「となり近所のおつきあい」（57.0%）が第1位で、次いで「地区の活動や地域の行事」（23.9%）となっています。

<地区や地域とのつながりについて>

	となり近所のおつきあい	地区の活動や地域の行事	仕事の関係で	友人との中で	趣味やスポーツ活動	ボランティア活動	無回答	n
全体	57.0	23.9	7.0	0.6	0.6	2.4	330	
性別								
男	50.0	26.6	0.1	0.0	0.0	4.0	124	
女	61.2	22.3	6.3	0.0	0.0	0.0	206	
年齢								
20歳代	50.0	16.7	8.3	0.0	0.0	1.5	36	
30歳代	33.3	33.3	14.3	0.0	0.0	0.0	42	
40歳代	41.2	37.3	11.8	0.0	0.0	2.4	51	
50歳代	60.9	28.1	0.0	0.0	0.0	2.0	64	
60歳代	65.3	18.7	5.3	0.0	0.0	4.7	75	
70歳以上	75.8	12.9	0.0	0.0	0.0	7.3	62	
家族の人数								
1人	76.9	7.7	7.7	1.6	3.2	1.6	26	
2人	60.7	23.2	0.9	3.8	0.0	0.0	56	
3人・4人	59.8	20.5	8.3	1.8	1.8	0.0	132	
5人以上	47.4	31.9	0.0	0.8	3.0	0.0	116	
職業								
農業・自営業	66.7	21.6	7.0	0.0	0.0	0.0	51	
公務員・会社員など	46.3	31.9	10.0	0.0	0.0	0.0	160	
主婦	70.3	13.5	5.4	0.0	0.0	2.5	37	
無職	76.7	13.3	0.0	0.0	0.0	2.7	60	
学生・その他	38.1	19.0	14.3	0.0	0.0	3.3	21	
居住年数								
10年未満	42.4	33.3	15.2	0.0	0.0	4.8	33	
10年～30年未満	36.1	27.8	11.1	0.0	0.0	3.0	72	
30年以上	65.8	21.3	0.0	0.0	0.0	2.8	225	

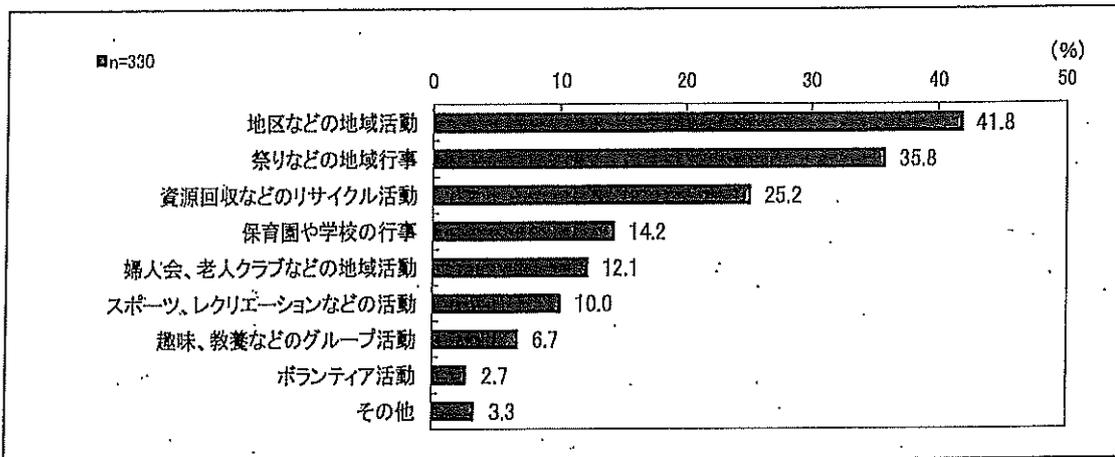
## (2) 地域づくりに一番役に立っている行事や活動

問 あなたは、地域づくりに一番役に立っている行事や活動は何だと思いませんか。  
【複数回答】

- 「地区などの地域活動」と「祭りなどの地域行事」が上位。

地域づくりに一番役に立っている行事や活動は何だと思いませんかのところ、「地区などの地域活動」(41.8%)が第1位、次いで「祭りなどの地域行事」(35.8%)、「資源回収などのリサイクル活動」(25.2%)が上位となっています。

<地域づくりに一番役に立っている行事や活動>(全体/複数回答)



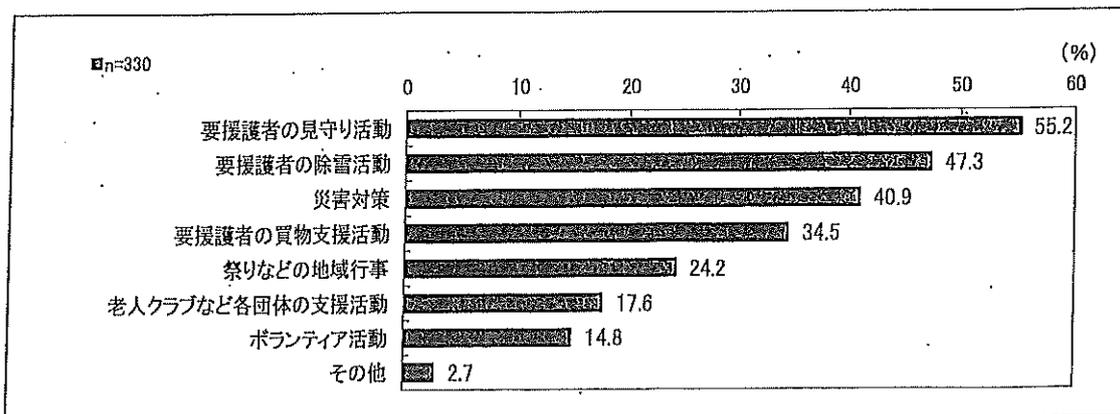
## (3) 地区が社協と連携してできる地域活動

問 地域活動として、地区が社協と連携してできることは何だと思いませんか。  
【複数回答】

- 要援護者の「見守り活動」と「除雪活動」が上位。

地区が社協と連携してできる地域活動についてたずねたところ、「要援護者の見守り活動」(55.2%)と「要援護者の除雪活動」(47.3%)が第1位と第2位となっており、次いで「災害対策」(40.9%)、「要援護者の買物支援活動」(34.5%)と続く結果となっています。

<地区が社協と連携してできる地域活動>(全体/複数回答)



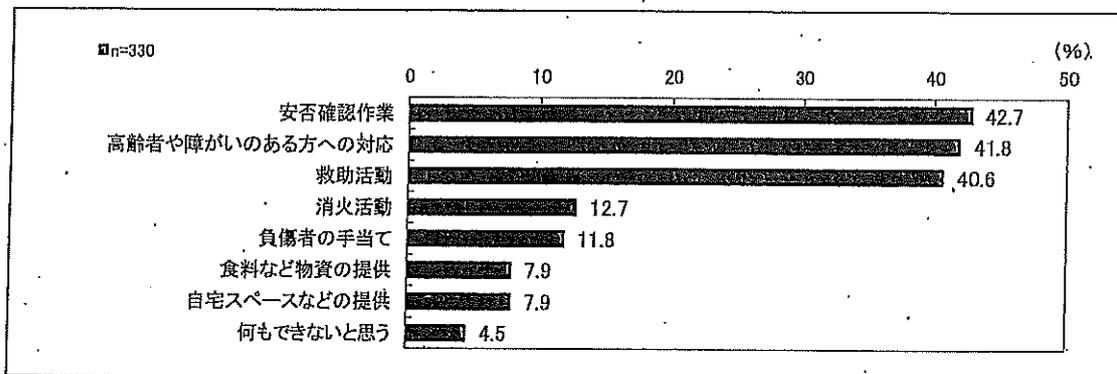
#### (4) 大規模災害発生時にできること

問 大規模災害が発生し、住民同士の助け合いが必要になった場合、あなたには何ができるとお考えですか。【複数回答】

- 「安否確認」、「高齢者等への対応」、「救助活動」が3大助け合い活動。

大規模災害発生時に自身にできることは、「安否確認作業」(42.7%)と「高齢者や障がいのある方への対応」(41.8%)と「救助活動」(40.6%)の3者がほぼ同率で上位になっている。次いで「消火活動」(12.7%)、「負傷者の手当て」(11.8%)、「食料など物資の提供」・「自宅スペースなどの提供」(同率 7.9%)の順となっています。なお、「何もできないと思う」は4.5%となっています。

＜大規模災害発生時にできること＞(全体/複数回答)



### (5) 災害時に公的援助以外で大切なこと

問 災害時、公的援助以外で大切なことは何だと思いますか。

- 「日頃からの備え」と「隣近所の日頃からの支え合い、関係づくり」が大切。

災害時に公的援助以外で大切なことは、「日頃からの備え」(40.6%)と「隣近所の日頃からの支え合い、関係づくり」(39.7%)が大きな割合を占め、次いで「地区における自主防災組織の強化など」(12.7%)、「地域との連携体制」(3.6%)となっています。

#### <災害時に公的援助以外で大切なこと>

		日頃からの備え	隣近所の日頃からの支え合い、関係づくり	地区における自主防災組織の強化など	地域との連携体制	特になし	無回答	n
(96)		40.6	39.7	12.7	3.6	1.2	2.1	330
性別	男	41.9	36.3	13.7	3.2	2.4	2.4	124
	女	39.8	41.7	12.1	3.9	0.5	1.9	206
年齢	20歳代	52.8	27.8	8.3	3.9	0.0	0.0	36
	30歳代	52.4	31.0	9.5	0.0	0.0	0.0	42
	40歳代	49.0	29.4	11.8	0.0	0.0	0.0	51
	50歳代	45.3	31.3	18.8	1.6	1.6	0.0	64
	60歳代	32.0	49.3	14.7	1.7	0.0	2.7	75
	70歳以上	24.2	58.1	9.7	1.6	0.0	0.0	62
	家族の人数	1人	30.8	53.8	7.7	0.0	0.0	3.6
2人		42.9	39.3	10.7	3.4	1.8	1.6	56
3人・4人		43.9	38.6	9.8	0.0	0.0	3.3	132
5人以上		37.9	37.9	18.1	0.0	0.0	0.0	116
職業	農業・自営業	37.3	45.1	9.8	3.9	2.0	0.0	51
	公務員・会社員など	46.3	31.9	13.8	0.0	0.6	0.0	160
	主婦	27.0	59.5	13.5	0.0	0.0	0.0	37
	無職	35.0	45.0	13.3	6.7	0.0	0.0	60
	学生・その他	47.6	33.3	9.5	0.0	0.0	0.0	21
居住年数	10年未満	66.7	27.3	4.8	0.0	0.0	4.8	33
	10年～30年未満	47.2	29.2	12.5	3.0	0.0	0.0	72
	30年以上	34.7	44.9	14.2	2.2	0.9	3.1	225

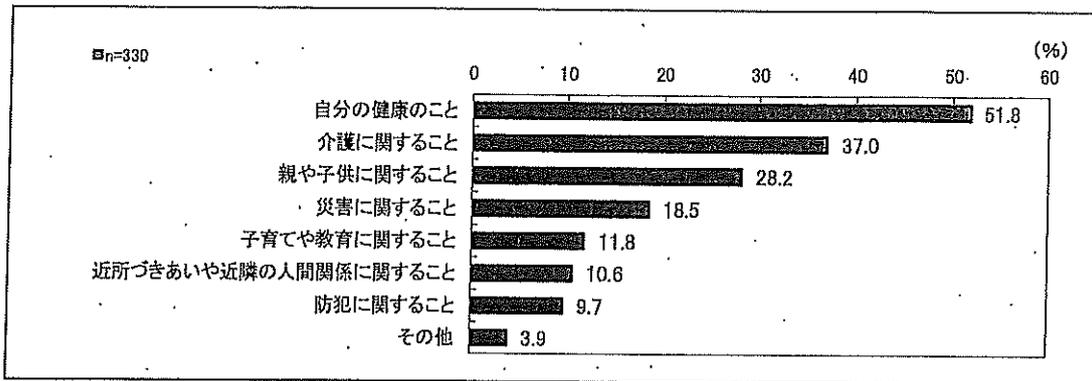
(6) 暮らしの中で困ったり不安に思っていること

問 あなたは、毎日の暮らしの中でどのようなことで困ったり、不安に思ったりしていますか。【複数回答】

- 「自分の健康のこと」が第1位。「介護に関すること」が第2位。

暮らしの中で困ったり不安に思っていることについては、「自分の健康のこと」(51.8%)が第1位、次いで「介護に関すること」(37.0%)、「親や子供に関すること」(28.2%)が上位となっています。

<暮らしの中で困ったり不安に思っていること>(全体/複数回答)



(7) 自身が手伝ってほしいと思っっていること

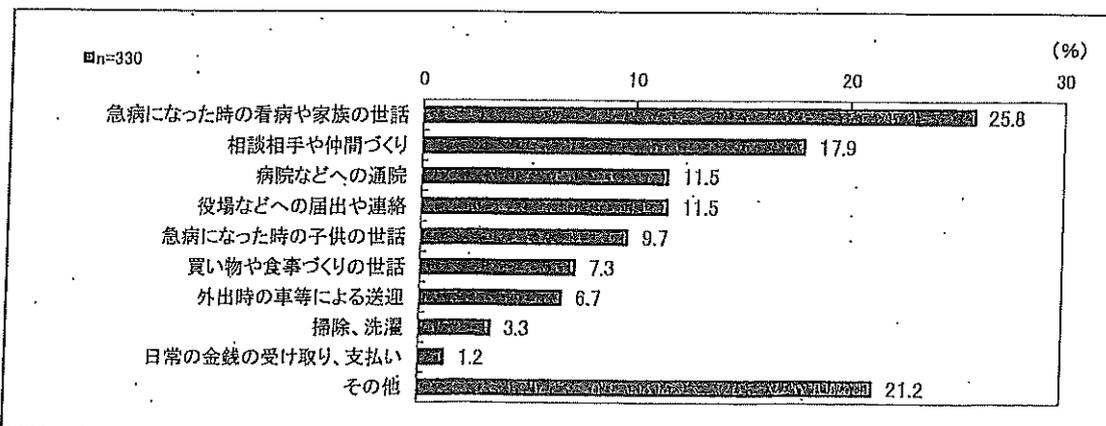
問 あなたが日頃困っていて、手伝ってほしいと思っっていることがありますか。【複数回答】

- 全体の第1位は「急病になった時の看病や家族の世話」、70歳以上では「病院などへの通院」。

自身が手伝ってほしいと思っっていることについては、「急病になった時の看病や家族の世話」(25.8%)が第1位、次いで「相談相手や仲間づくり」(17.9%)となっています。

次いで「病院などへの通院」・「役場などへの届出や連絡」(同率 11.5%)、「急病になった時の子供の世話」(9.7%)、「買い物や食事づくりの世話」(7.3%)、「外出時の車等による送迎」(6.7%)などの順となっています。

<自身が手伝ってほしいと思っっていること>(全体/複数回答)



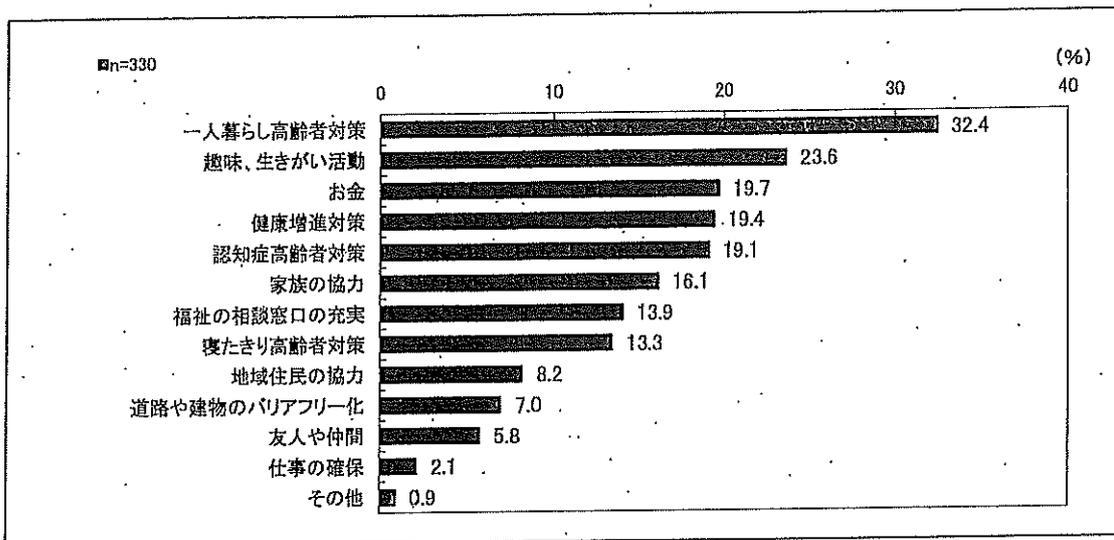
### (8) 高齢者が地域で生活するうえで特に大切なこと

問 「高齢者」が地域で生活するうえで、特に大切だと思うことは何ですか。【複数回答】

- 第1位「一人暮らし高齢者対策」、第2位「趣味、生きがい活動」。

高齢者が地域で生活するうえで特に大切なことについては、第1位が「一人暮らし高齢者対策」(32.4%)、第2位が「趣味、生きがい活動」(23.6%)となっています。

＜高齢者が地域で生活するうえで特に大切なこと＞(全体/複数回答)



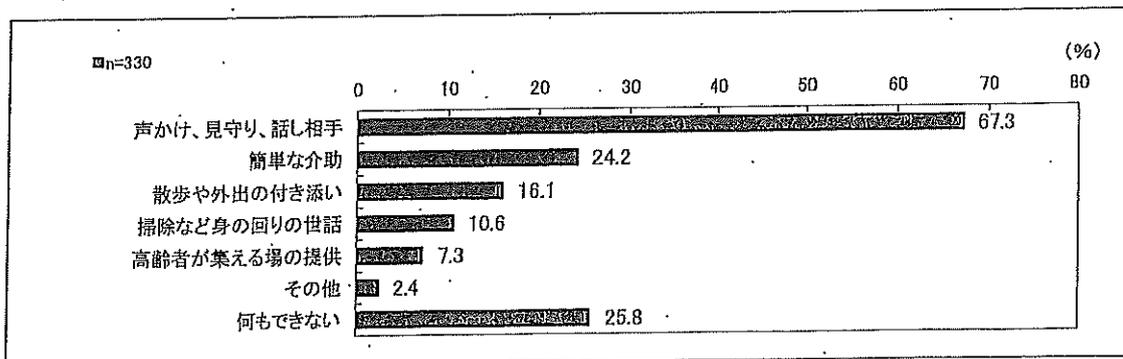
### (9) 高齢者が地域で安心して暮らすためにあなたができること

問 「高齢者」が地域の中で安心して暮らせるように、あなたにできることはありますか。【複数回答】

- 第1位は「声かけ、見守り、話し相手」。第2位は、「簡単な介助」。

高齢者が地域で安心して暮らすために自身にできることについては、「声かけ、見守り、話し相手」(67.3%)が、他を引き離して最も多くなっています。

＜高齢者が地域で安心して暮らすためにあなたができること＞(全体/複数回答)



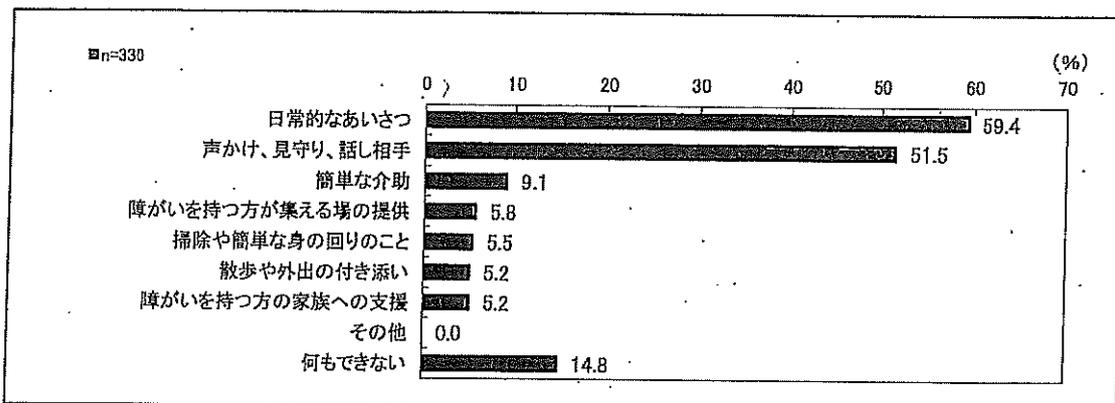
(10) 障がい者が地域で安心して暮らすためにあなたができること

問 「障がいを持つ方」が地域の中で安心して暮らせるように、あなたにできることはありますか。【複数回答】

- 「日常的なあいさつ」と「声かけ、見守り、話し相手」が第1位と第2位。

障がい者が地域で安心して暮らすために自身にできることについては、「日常的なあいさつ」(59.4%)が最も多く、次いで「声かけ、見守り、話し相手」(51.5%)が続いています。

<障がい者が地域で安心して暮らすためにできること>(全体/複数回答)



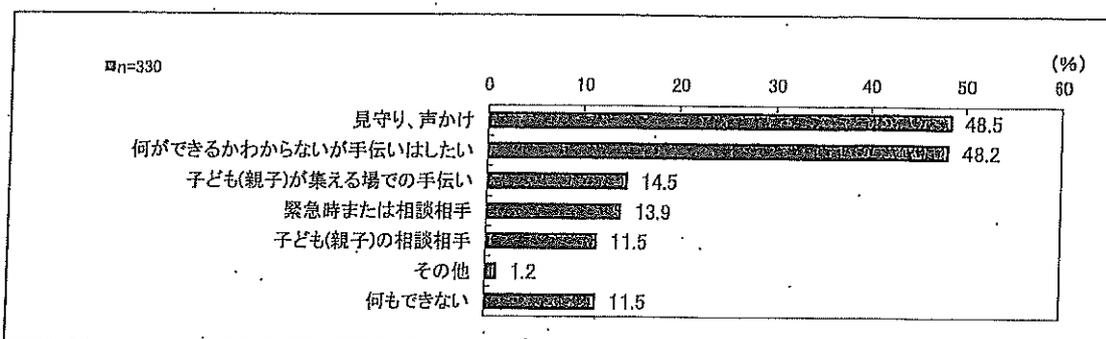
(11) 親子が地域で安心して暮らすためにできること

問 「子ども」や「子育て中の親」が地域で安心して暮らせるように、あなたにできることはありますか。【複数回答】

- 「見守り、声かけ」と「何ができるかわからないが手伝いはしたい」が上位。

子どもや子育て中の親が地域で安心して暮らすために自身にできることについては、「見守り、声かけ」(48.5%)が最も多く、次いで「何ができるかわからないが手伝いはしたい」(48.2%)が続いています。

<親子が地域で安心して暮らすためにできること>(全体/複数回答)



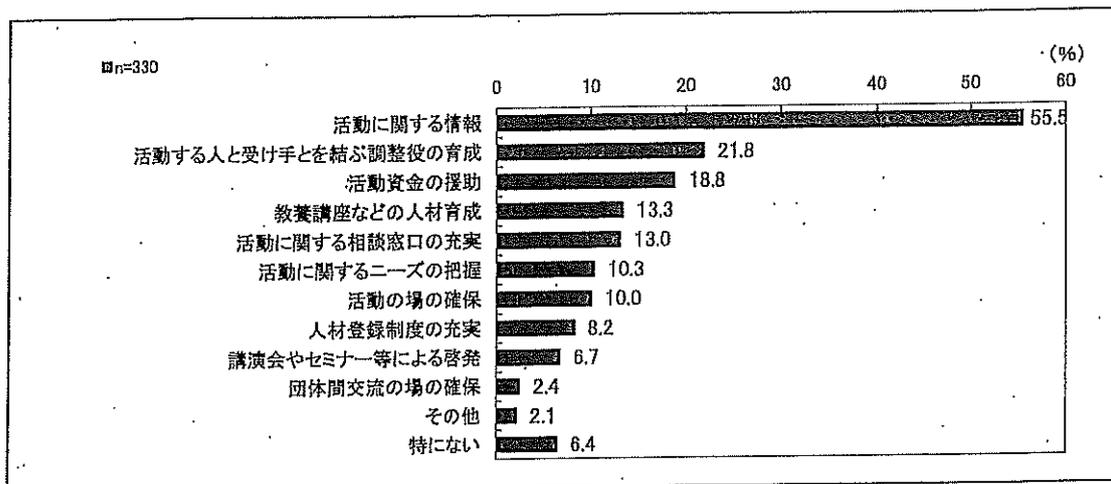
## (12) ボランティア活動を盛んにするために必要なこと

問 「ボランティア活動」を盛んにするために必要なことは何だと思えますか。【複数回答】

- 「活動に関する情報」が第1位。次いで「調整役の育成」、「活動資金の援助」。

ボランティア活動を盛んにするために必要なことについては、「活動に関する情報」(55.5%)が他を引き離して最も多くなっています。

### <ボランティア活動を盛んにするために必要なこと>(全体/複数回答)



## 第4章 計画の基本理念、目標

### 1. 基本理念

「ともに支えあい 助けあう 福祉の村づくり」

### 2. 基本目標

少子高齢化や人口減少、地域におけるつながりの希薄化など社会情勢も大きく変化し抱える課題も複雑化しています。こうした状況の中、地域で暮らす全ての人が生きがいを持ち、支え合い安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けて、社会福祉関係者、行政、各関係機関と地域住民等と連携・協働のもと「ともに支えあい 助けあう福祉の村づくり」の実現を目指します。

## 第5章 基本計画と実施事業

### 基本計画1 つながりを深める

地域に暮らす様々な人々とのつながりをもち、深める地域づくりをすすめます。福祉に関わる機会を増やし、地域福祉の理解促進を図ることで、「つながりのある地域」をつくります。

【実施事業】

- 広報・啓発事業
- 住民参加支援事業
- 高齢者保健福祉事業
- 福祉安心電話サービス事業
- 福祉教育指定校事業

### 基本計画2 地域活動を広げる

地域に暮らす人々の交流を広げることで、地域問題を共有し、課題を解決できる地域をつくります。助けあいや支えあいの意識や力を発揮し、活動できる環境づくりやネットワークづくりを目指します。

【実施事業】

- ボランティア活動促進事業
- 福祉に関する調査
- 地域高齢者見守り福祉事業
- 地域における福祉学習事業
- ボランティアによる除雪事業

### 基本計画3 安心できる生活支援の仕組みをつくる

地域の支えあいだけでは対応できない問題を解決するため、住民主体の地域活動の支援等新たな仕組みをつくっていきます。生活困窮など、福祉課題に向けて情報収集及び早急な対応を図るとともに、具体的な困りごとの相談に対して、しっかりと対応できる体制をつくるためにも、広域的な視点をもって関係機関との連携を強化し、子どもからお年寄りまでが住みやすい地域をつくります。

【実施事業】

- 福祉サービス事業
- 広域法律相談所事業
- 外出支援事業
- ファミリーサポートセンター事業
- 低所得者対策事業
- 資金貸付事業
- 心配ごと相談所事業
- 中南地域自立支援事業

## 第6章 計画の推進と進行管理

### 1. 計画の推進

地域の多様な生活課題やニーズに対応していくためには、村民をはじめとした地域を構成する様々な主体が連携して、取り組む必要があります。

住み慣れた地域で安心して暮らせる地域をつくるため、村民をはじめ、行政、関係機関や団体など地域に関わる様々な人々と連携し、本計画の推進を図ります。

### 2. 計画の進行管理

計画の推進に当たっては、関連計画などを策定している田舎館村とも連携を図りながら、推進体制の整備と計画の点検・評価を行っていきます。

計画を適切に進行するため、各事業を評価することにより、修正や新たな課題に対応する新規事業に取り組む必要があります。そのため、令和4年度に計画の見直しや修正を行います。

計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
田舎館村 地域福祉計画 (行政)					
	計画実施期間 5カ年度				
計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
田舎館村 地域福祉活動計画 (社協)					
	計画実施期間 5カ年度				

## 田舎館村地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条に規定する地域福祉を推進するため地域福祉活動を策定することを目的として、田舎館村地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所轄事項)

第2条 委員会は、地域福祉活動計画の策定に関する事項を協議するものとする。

2 委員会は、地域福祉活動計画と田舎館村が策定する地域福祉計画とが一体的に実施できるよう協議する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから田舎館村社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域住民代表者
- (3) 医療、福祉又は保険に関する法人その他の団体に属する
- (4) その他会長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所轄事項（以下「所轄事項」という。）を完了するまでとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

### (報酬)

第5条 委員会の委員は、無報酬とする。

### (委員長及び副委員長)

第6条 委員会は委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又はかけたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(作業起草委員会)

第10条 委員会の効率的な運営を図るために、作業起草委員会を設置する。

2 作業起草委員会は、活動計画の素案作成及び委員会への必要な情報提供と、資料作成にあたる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、本会事務局に置く。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の設置に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

1 この要綱は平成30年11月14日から施行する。

2 この要綱による最初の委員会の会議は、第7条の規定にかかわらず、会長が招集する。

3 この要綱は、所轄事項が完了したとき、その効力を失う。

## 田舎館村地域福祉活動計画作業委員会名簿

### 作業委員会委員

No.	役職名	氏名	所属・職名
1	委員長	木田 牧子	田舎館村社会福祉協議会 事務局長
2	副委員長	横山 真由美	田舎館村地域包括支援センター 所長
3	委員	佐々木 貴詞	田舎館村役場厚生課 主幹・福祉係長
4	委員	千葉 靖子	特別養護老人ホームやすらぎの郷 施設長
5	委員	葛西 久美子	田舎館村居宅介護支援センター 管理者
6	委員	川井 征子	田舎館村訪問介護事業所 管理者
7	委員	石澤 貴士	田舎館村デイサービスセンター 所長
8	委員	千葉 洋平	田舎館村社会福祉協議会 主事・福祉活動専門員

委員の所属・役職名は選出された当時のものです

## 田舎館村地域福祉活動計画策定委員会名簿

### 策定委員会委員

No.	選出区分	役職名	氏名	所属・職名
1	福祉関係団体	委員長	工藤 泰子	田舎館村民生委員児童委員協議会 会 長
2	施設関係団体	副委員長	工藤 祥昭	グループホーム岩木望 施設長
3	地域住民代表	委員	平川 忠博	田舎館村総代連絡協議会 会 長
4	福祉関係団体	委員	須藤 強	田舎館村身体障害者福祉会 会 長
5	福祉関係団体	委員	相馬 ちえ子	田舎館村母子寡婦福祉会 会 長
6	福祉関係団体	委員	成田 美根子	田舎館村手をつなぐ親の会 会 長
7	福祉関係団体	委員	岩間 茂廣	田舎館村老人クラブ連合会 会 長
8	福祉関係団体	委員	中山 久江	田舎館村食生活改善推進員会 会 長
9	児童関係団体	委員	福士 敬博	光田寺保育園 園 長
10	行政関係	委員	鈴木 勝	田舎館村役場 厚生課長

委員の所属・役職名は選出された当時のものです